講座受講約款

特定非営利活動法人 流山市国際交流協会

平成29年4月1日施行平成30年4月1日改正

講座受講約款

NPO 法人流山市国際交流協会 (NIFA)

外国語講座事業部及び文化交流事業部

NIFA の外国語講座又は中国舞踊「木蘭扇」(以後「木蘭扇」と称します。)並びに合唱「ワールドハーモニー」(以下「ワールドハーモニー」と称します。)を受講されるに際しては、以下の内容をご確認ください。(以後、両方の事業部の講座を合わせ、「両講座」と称します。)

(NIFA への入会と講座受講の関係)

- 1. 両講座は、NIFA が会員の意思により開設する自主講座です。
- 2. NIFAへの入会は、入会申込書の提出と年会費を納入したことにより承諾されます。
- 3. NIFAへの入会後は、退会まで年会費の納入が必要です。
- 4. 両講座は、NIFAの定款第5条が定める事業であり、どちらの講座を受講するためにも、NIFAへの入会が必要です。

(講座の管理・運営及び授業)

- 5. 外国語講座は、NIFAの一部門である外国語講座事業部により運営、管理され、「木蘭扇」並びに「ワールドハーモニー」講座はNIFAの一部門である文化交流事業部により運営、管理されます。
- 6. 両講座の運営、管理は受講者の互選により行なわれます。
- 7. 両講座には、別紙の講座があります(平成29年1月5日現在)
- 8. 各講座の授業内容は、それぞれの講師が主導して決定します。
- 9. 両講座は、それぞれ以下の期間に開講します。
 - 1) 毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間を1年度として開講します。
 - 2) 外国語講座事業部の講座は、毎年5月から7月まで(「1 学期」と言います。)、9月から11月まで(一部講座は12月まで)(「2 学期」と言います。)、翌年1月から3月まで(「3 学期」と言います。)の3 学期制です。
 - 2) 文化交流事業部の講座は、毎年4月から6月まで(「1学期」と言います。)、9月から11月まで(「2学期」と言います。)、翌年1月から3月まで(「3学期」と言います。)の3学期制です。なお「ワールドハーモニー」は7月及び8月(「夏学期」と言います。)も開講します。

(受講の契約)

- 10. NIFA と受講する方との契約期間は、各講座が開設される学期単位とします。
 - (2) 学期途中から受講する方の契約期間は、当該学期途中から学期終了までとします。

- 11. NIFA と受講する方との受講の契約の成立は、以下のとおりとします。
 - (1) 新規に入会された方は、受講料を支払った時に成立します。
 - (2) 既に受講していて次学期も受講する方は、「18.」で定める日迄に幹事に意思を表明することにより、次学期の契約が成立します。

(役務の提供と対価としての受講料)

- 12. NIFA は、受講する方が選択した講座の役務を、受講する方に対して提供します。
- 13. 受講を希望される方は、上記7の別紙の一覧表から講座を選択します。
- 14. 受講料は、12. の役務提供の対価であり、1 学期間の役務全体に対する包括した対価です。
- 15. 当講座の受講は、受講料の支払いが確認された後承諾されます。
- 16. 講座は通知する日時、場所で開催しますが、講師の事情等により変更する場合があります。
- 17. 受講を希望する講座が、受け入れ可能な余裕がない場合など、客観的に役務の提供が困難な場合、申込をお断りすることがあります。

(受講料)

- 18. 受講する方は、受講料を、学期が始まる最初の講座日迄に当該学期分を全額前払いしていただきます。
 - (2) 講座が始まる時に欠席した時は、出席する最初の日に全額前払していただきます。
 - (3) 新たに NIFA に入会し、学期途中で当講座を受講を開始する方は、経過した講座及 び見学分に相当する受講料の支払いを要しません。
- 19. 各講座の受講料は、別紙のとおりです。(平成29年1月5日現在)
- 20. 受講料支払い後は、個人の事由により欠席しても受講料の返金は行ないません。
- 21. 当講座受講に際して、最初の講座見学は以下の回数まで認めます。
 - (2) 外国語講座は、異なる講座を2回まで認めます。
 - (3) 文化交流事業部の講座は1回まで認めます。
- 22. 外国語講座の既受講者が同じ言語の講座の変更を希望して見学する場合、1回まで認めます。
 - (2) 既受講者であっても、他の言語の受講を希望する場合、見学は2回まで認めます。
- 23. 受講する講座を変更した時は、変更前に支払われた受講料は返金しません。
 - (2) 受講する講座を変更した時は、変更後の受講料は全額支払っていただきます。
- 24. テキスト代他受講に伴って必要な費用は、講座により別途負担いただきます。

(NIFA の退会と受講資格)

- 25. NIFA を退会した時は、講座の受講資格を失います。
- 26. NIFA の退会は、退会届に記載された退会日をもって効力を発します。

(その他)

27. この定めは、平成 29 年 4 月 1 日より施行します。28. この定めは、平成 30 年 4 月 1 日に改正しました

(平成30年4月1日現在)